

1 国および道等との連絡体制**(1) 国および道との情報共有**

市長は，新感染症をはじめとする重大な感染症への対応など緊急と認める場合にあっては，迅速かつ確実な方法により国および道へ連絡を行います。

(2) 事務の連携

本市は，国が，感染症の患者の発生を予防し，またはそのまん延を防止するために緊急の必要があると認めるときには，国および道と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じます。

(3) 国および道への人材派遣

国が，国民の生命および身体を保護するために緊急の必要があると認め，本市に対して，感染症に関する試験研究または検査を行っている機関の職員の派遣や，その他特定病原体等による感染症の発生の予防またはまん延の防止のために必要な協力を要請した場合は，国および道と連携しながら迅速かつ的確な対策を講じます。

(4) 国および道からの人材派遣

市長は，法第12条第3項に規定する国および道への報告等を確実に行うとともに，特に新感染症への対応を行う場合や，その他感染症への対応について緊急と認める場合にあっては，国および道へ連絡を行い，緊密な連携を図ります。

本市は，新感染症の患者の発生や生物兵器を用いたテロリストによる攻撃が想定される場合など，十分な知見が集積されていない状況で感染症対策が必要とされる場合には，国および道に，その職員や専門家の派遣等の支援を要請します。

(5) 関係市町村等との情報共有

本市は，関係市町村に対し，緊急時における相互の連絡体制をあらかじめ確保します。また，消防機関等に対し，必要に応じて感染症に関する情報等を適切に提供します。